

全国日本ニュージーランド協会連合会規約

- 第1項 名 称** 本会は、全国日本ニュージーランド協会連合会と称する。(以下「本会」と云う)
英語名は National Federation of Japan-New Zealand Societies とする。
- 第2項 目 的** 本会は、日本とニュージーランドとの文化的交流、相互理解と友好・親善の活動(事業)の促進を目的とする。
- 第3項 事 業** 本会は、前述の目的を達成するために次の事業を行う。
① 総会を隔年に開催する。各加盟協会の決議権は1票とする。
② 全国の協会を代表して、関係先との協議・折衝を行う。
③ 会員相互の連携・協調の促進を支援する。
④ その他、連合会の目的達成のために必要な事業を行う。
- 第4項 事務局** 本会の事務局は、会長の定めるところに事務局を置き、役員会の承諾を得る。
- 第5項 会 員** 日本国に存在し、全国日本ニュージーランド協会連合会に承諾されているすべての日本ニュージーランド協会は正会員資格を有する。
本会への加入は各日本ニュージーランド協会の自由意志とし、夫々の協会は従来通り自らの活動を行う。
[会員の資格]
・正会員：日本国内に存在し本会に所属が承認された日本ニュージーランド協会（友好協会）を正会員と称す。
・賛助会員：地域に日本ニュージーランド協会が存在せず、もしくは、活動停止などの諸問題を有する地域の個人で本会に承認された会員を賛助会員と称す。本会内の所属は、事務局付け文化・スポーツ分科会とし議決権を有しない。
- 第6項 入 会** 会員として入会しようとするものは、入会申込書を本会事務局へ提出し役員会の承認をえるものとする。
- 第7項 役員選任** 全国の加盟協会の会長を連合会の理事とする。
以下役員を理事及び加盟協会の役員より、役員会で選出し総会で承諾を得る。
但し、状況に応じ定員数を満たさなくてもよい。
[役員内訳]
会長1名、副会長5名、監事2名、会計1名、情報担当責任者1名
[役員任期]
役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げないものとする。
- 第8項 役員の職務**
- 1 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
 - 3 情報担当責任者は、会員へ情報を提供し相互の融和を促進する。
 - 4 会計は、本会の出納事務を担当する。
 - 5 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する。
- 第9項 顧 問** 顧問は複数おくことができる。
また名誉顧問は、本会の承諾をえて駐日ニュージーランド大使館大使に依頼し承諾を得たのち総会にて承認をえる。尚、顧問も同様である。
- 第10項 役員会** 会長は必要に応じて臨時役員会を開催する。

第11項 総会 2年に1回の定期総会を開催する。必要に応じて会長は、臨時総会を開催する事が出来る。

第12項 会費 本会の年会費は、1協会 3,000円、賛助会員年会費は、1,000円とする。
関係者からの寄付は受け入れることが出来る。

第13項 決算 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日に終了する。
決算書は毎年3月末までに役員会に提出し、定期総会でその承諾を得る。

第14項 会員資格の抹消

本会会員が次の各項に該当した場合は、役員会の議決を経て登録を抹消する事が出来る。

1. 連絡や催促をして返答がなく会費が2期滞納した場合。
2. 会員との連絡が2期取れない場合。
3. 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

第15項 規約の変更

規約の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員（委任状を含む）の過半数以上の賛成を必要とする。

第16項 その他 本会誕生の経緯並びに現状に鑑み、その他の規約項目は順次取り決めとする。
規約の取り決め変更は、総会の過半数の同意をもって承諾とする。

附 則 本会の設立日は平成22年11月23日とする。
本会は、全国の姉妹都市協会との連携も行っていくこととする。

2015年7月13日改訂
2017年12月1日改訂
2023年11月24日改訂

以上

全国日本ニュージーランド協会連合会

慶弔見舞規定

第1項 この規約は、会員協会に関する慶弔および見舞に関して定めたものである。

第2項 範囲 ①会員協会の役員及び理事（祝・弔慰）
電子メール又は電報にて行う。
②会員協会の被災見舞い
劇甚災害に指定された場合、基本 30,000 円とし各協会に協力を要請することが出来る。

第3項 支給 役員の承諾を得て支給する。

第4項 その他 その他検討を要する事項は、役員会にて審議する。

以上

2017（平成29）年12月1日 施行